相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草七丁目六五番地、最後の住所仙台市宮城野区東仙台一丁目二一番二八号栗原アパート六

被相続人　亡　小林　初雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

宮城県仙台市泉区高森六丁目二五番地の七

相続財産管理人　弁護士　須藤　力

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県岩沼市館下三丁目三九番地、最後の住所宮城県岩沼市館下三丁目五番三号

被相続人　亡　塩手　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

仙台市青葉区大町一丁目一番八号　第三青葉ビル九階　ことぶき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩田摩美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市宮川町二八七〇番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎町小網代四一九番地

被相続人　亡　大石　政見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地大和土地建物第三ビル五階宮島綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　酒井　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市新宮甲三八〇番地、最後の住所新潟県十日町市新宮乙二一五番地二

被相続人　亡　樋口　陽介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

新潟県上越市南城町一丁目一二番三号

相続財産管理人　弁護士　筒井　具子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県新城市黒田字萩平野九三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　續木　征

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

愛知県豊橋市佐藤五丁目二八番地九

相続財産管理人　弁護士　齋藤　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区西七条石井町四八番地、最後の住所京都市西京区山田平尾町四六番地特別養護老人ホーム京都厚生園内

被相続人　亡　藤林　あさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階

相続財産管理人　弁護士　岡根　竜介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市樽井五丁目二〇九〇番地、最後の住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺三八五番地七

被相続人　亡　小谷　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区岸里東一丁目一四番地の一、最後の住所大阪市西成区岸里東一丁目一四番一号

被相続人　亡　武沢こと　武澤　正人

平成二十五年九月二十五日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル九階森岡・山本・韓法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　峰義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市大手町一五九四番地、最後の住所福岡市西区姪の浜一丁目四番二七号

被相続人　亡　寺村　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

事務所大阪府茨木市上中条一丁目五番一号

林司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　林　栄吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市吉原八一番地、最後の住所和歌山県橋本市高野口町伏原七七二番地伏原住宅三〇二号　被相続人　亡　井本　道治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

和歌山県紀の川市西大井七四番地六

相続財産管理人　司法書士　岸家　潤治

平成二十五年九月二十五日

相続財産管理人　弁護士　岡井　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡岬町多奈川谷川一丁目一番一〇号T・M・B道修町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　橋森　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪市東淀川区豊里一丁目一番四〇号

被相続人　亡　山本房子こと　李　成南

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡吉野町大字左曽八一七番地、最後の住所大阪市住吉区東粉浜三丁目二五番二〇号

被相続人　亡　杉本　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区竹鼻竹ノ街道町七四番地、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町松尾台二丁目三番地二四　被相続人　亡　芝原　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第３期決算公告

平成25年9月25日

千葉県野田市中野台533番地1

ファーストプラス株式会社

代表取締役　白鳥　泰司

貸借対照表の要旨

（平成25年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,432,322
	固定資産	853,046
	合計	2,285,368
負債及び純資産の部	流動負債	660,862
	固定負債	2,539,866
	株主資本	△915,360
	資本金	77,000
	利益剰余金	△992,360
	その他利益剰余金	△992,360
	（うち当期純損失）	(27,710)
	合計	2,285,368